

## 介護保険の見直しに当たり、だれでもが安心して利用できる制度にすることを求める意見書

政府は、介護保険法に定められた2005年度（平成17年度）の制度見直しに向けて（1）要支援や要介護度1などの軽度介護の人への生活支援サービスの原則廃止と新・予防給付の創設、（2）特別養護老人ホームなど施設入所者から家賃などに該当するホテルコストの徴収をする、（3）サービス利用料の1割負担の見直し、その他、保険料徴収年齢の引き下げや障害者支援費との統合などの検討を進め、本年度中の法制化をしようとしている。

三鷹市の認定者数は、2000年度総数2,989人中、要支援が281人、要介護度1が803人で36.26%だったものが、3年後には、認定者数は、4,676人、要支援が569人、要介護度1が1,989人で44.01%というように、人数も率もふえている。今後高齢者人口がふえ、75歳以上の後期高齢者がふえるのは必至であり、介護認定者も増大することは明らかであることから、制度の改善は喫緊の課題である。

今回の見直しでは、介護保険制度の存在意義そのものも失うおそれのあるものもある。介護保険制度の見直しは「だれでもいつでも必要な介護を受けることができる」仕組みをつくることが求められている。

よって、本市議会は、以下の内容での制度拡充を求めるものである。

- 1 要支援、要介護度1など軽度の人を介護保険制度の対象から外すことなく、利用者の生活実態に合った介護サービスを継続・拡充すること。
- 2 障害者支援費との統合は時期尚早であり、実施しないこと。また20歳からの保険料の徴収は行なわないこと。
- 3 介護給付費の国庫負担4分の1を完全に実施するとともに、さらに引き上げること。
- 4 高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算をふやし、サービスの拡充を図ること。
- 5 保険料・利用料の減免制度を国の恒久制度として確立し、保険料の5段階制については抜本的に見直すこと。
- 6 特別養護老人ホームの計画的増設など基盤整備を促進すること。また、施設入所者への「居住費」負担や食費の負担引き上げは行わないこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男